

## 地方税事務における特定個人情報保護評価（全項目評価書）の概要

### 1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

#### （1）マイナンバー制度

- ・平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などをめざし、導入される制度です。

#### （2）特定個人情報保護評価

- ・市民が安心・信頼できるマイナンバー制度の構築のため、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）が記録される情報システムのデータファイル（特定個人情報ファイル）を各業務で利用する前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減するための適切な措置を予め講ずることを目的に、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施します。
- ・評価は、特定個人情報保護委員会（国の三条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。

#### （3）特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の手続き

- ・本市の地方税事務においては、30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれるため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）の案を作成します。
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を特定個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

### 2 評価実施後の再評価等

- 2.2 特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再評価を実施します。
- 2.2 また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに再評価を実施します。